

議案第156号

宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例の制定について  
 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表  
 (改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
農業委員会委員	(月額) 42,800円	1級旅費相当額
農地利用最適化推進委員	(月額) 42,800円	1級旅費相当額
地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条の規定等による出頭人	費用弁償として月額10,600円以内	

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
農業委員会委員	(月額) 42,800円	1級旅費相当額
地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条の規定等による出頭人	費用弁償として月額10,600円以内	